

国立大学法人横浜国立大学における公的研究費等の不正使用防止計画・不正使用防止具体策

《不正使用防止計画》 最高管理責任者(学長)	平成20年 6月 9日制定 平成25年10月 1日改定 平成26年12月 1日改定
《不正使用防止具体策》 統括管理責任者(財務担当理事)	平成26年12月 1日制定 平成28年 3月17日改定 令和4年6月23日改定

I 目的

国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日制定、平成26年2月18日改定 文部科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。)を受け、「国立大学法人横浜国立大学公的研究費等管理規則」(以下「管理規則」という。)を制定し、本管理規則第4条第3項及び第5条第2項に基づき、次のとおり「不正使用を防止するための計画(以下「不正使用防止計画」という。)」及び大学全体の不正使用を防止する具体的な対策(以下「不正使用防止具体策」という。)を策定し実施する。

II 責務

- 1) 最高管理責任者(学長)
 - ・公的研究費の管理及び運営について最終責任を負う。
 - ・公的研究費等の管理及び運営を適正に行うための基本方針を策定し周知する。
 - ・不正使用防止計画を策定する。
- 2) 統括管理責任者(財務担当理事)
 - ・公的研究費の管理及び運営について統括する実質的な責任と権限を持つ。
 - ・「不正使用防止計画」を実施するとともに、「不正使用防止具体策」を策定し実施する。
 - ・競争的研究費等の運営・管理にかかわる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。
- 3) コンプライアンス推進責任者(部局長)(以下「推進責任者」という。)
 - ・「不正使用防止計画」及び「不正使用防止具体策」を実施するとともに、実施状況報告書を翌年度の5月31日までに統括管理責任者へ提出する。
 - ・所属の研究者等に、コンプライアンス教育を実施し、受講状況等の管理監督を行う。
 - ・所属の研究者等の予算執行に関してモニタリングを実施し、必要であれば改善の指導を行う。
 - ・所属の研究者等に、定期的に啓発活動を実施する。
- 4) コンプライアンス推進副責任者(推進責任者が任意で設置)
 - 不正使用に係る指定された範囲の業務を実施するとともに、実施状況報告書を翌年度の4月30日までに推進責任者へ提出する。
- 5) 不正防止推進室(学長指名)
 - 最高管理責任者(学長)の下、「不正使用防止計画」及び「不正使用防止具体策」を推進する。
- 6) 研究者等(常勤教職員、非常勤教職員、関係学生等)
 - 公的研究費等の使用に当たっては、関係法令及び学内規則並びに資金交付機関が定めた使用ルール等を遵守し、社会に対して説明責任があることを十分自覚する。(※「国立大学法人横浜国立大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範」(以下「行動規範」という。)参照)

III 「不正使用防止計画」「不正使用防止具体策」

1. 学内の責任体系の明確化

不正使用発生要因	不正使用防止計画	不正使用防止具体策
◆ 管理・運営責任者の責任・権限の認識不足	◎ 人事異動により推進責任者が交代しても、後任者にも責任・権限について十分認識させる。 ◎ 推進責任者に就いて長期間が経過しても、責任・権限の認識を低下させない。	○ 推進責任者の交代時には、十分な引継ぎを実施する。 【推進責任者】 ○ 全学統一の推進責任者専用リーフレットを作成し、配布する。 【不正防止推進室】 ○ 全学統一の推進責任者専用リーフレットを作成し、配布する。 【不正防止推進室】[再掲]

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正使用発生要因	不正使用防止計画	不正使用防止具体策
◆ 不正使用防止計画及び不正使用防止具体策や使用ルール等に関する理解不足	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 本学の不正使用防止計画及び不正使用防止具体策並びに行動規範について、認識の向上を図る。 ◎ 不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。 ◎ 執行部署会計担当職員と部局会計担当職員間又は部局会計担当職員と研究者間において、使用ルール等の解釈の統一化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正使用防止計画及び不正使用防止具体策並びに行動規範についてリーフレット等で周知徹底し、研究者等の認識の向上を図る。 【推進責任者】 ○ 研究者等に教授会等を活用し、定期的に啓発活動を実施する 【推進責任者】 ○ 使用ルールに係る説明会等の実施及び使いやすくなりやすいマニュアル、リーフレット等の作成や改訂を行うなど、使用ルールに関する理解度の向上を図る。 【事務局推進責任者(執行部署)】 ○ 研究者等に公的研究費等の適正な運用・管理に関する基本的事項を理解及び意識を向上させるため、e-ラーニングによる教育を実施する。 【推進責任者】 ○ 作成されたマニュアル及びリーフレット等を公開する場合は、ホームページ(教職員専用)の財務会計システムマニュアルのページに、他の会計に関する情報も集約し掲載する等、使いやすい体系にする。 【事務局推進責任者(執行部署)】 ○ 執行部署は事務処理手続きに関するルールと運用実態について、乖離のチェックを行い、必要があれば適宜見直す。 【事務局推進責任者(執行部署)】

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用発生要因	不正使用防止計画	不正使用防止具体策
◆ 不正使用防止計画及び不正使用防止具体策の陳腐化	◎ 学内外において新たな不正経理の要因が発生すること等に伴い、不正使用防止計画及び不正使用防止具体策を陳腐化させないよう見直しを図る。	○ 監査室による内部監査結果、不正経理の情報を受け付ける通報窓口への通報、報道による情報等により認識した不正発生要因を分析し、必要に応じて不正使用防止計画及び不正使用防止具体策を改正する。 【不正防止推進室】

4. 公的研究費等の適正な運営・管理活動

不正使用発生要因	不正使用防止計画	不正使用防止具体策
◆ 予算執行計画及び執行管理に対する意識が希薄	◎ 公的研究費等は、主に国民の貴重な税金などで賄われており、運営・管理する責任と重大さを自覚させるために、誓約書を提出させ意識向上を図る。	○ 本学の規則や関係法令、使用ルールを遵守し適正に管理することなどについて意識向上を図るため、管理規則第2条第5号の研究者等は別紙「公的研究費等の使用に関する誓約書」を学長に提出する。 【研究者等】 なお、推進責任者は本誓約書の管理監督を行う。 【推進責任者】

5. 情報発信・共有化の推進

不正使用発生要因	不正使用防止計画	不正使用防止具体策
◆ 相談窓口及び通報窓口の設置情報が未浸透	◎ 使用ルール及び外部資金制度等の相談を受け付ける相談窓口や不正経理の情報を受け付ける通報窓口が設置されていることを周知し浸透させる。	○ 相談窓口及び通報窓口が設置されていること及び通報については、通報者の保護を徹底していることをホームページやリーフレット等で周知する。 【事務局推進責任者(財務部)(研究推進部)】

6. モニタリングの在り方

不正使用発生要因	不正使用防止計画	不正使用防止具体策
◆ 監査室と不正防止推進室の連携不足	◎ 監査室と不正防止推進室の情報共有不足により、不正経理を見落とすことがないよう連携強化を図る。	○ 監査室と不正防止推進室は、内部監査結果及び不正使用防止計画等実施状況の情報を合同会議の開催などにより共有し、必要に応じて、互いの実施計画のモニタリング事項に反映させる。 【監査室, 不正防止推進室】

※【 】内は不正使用防止具体策の実施者